平成２３年（フ）第８０５８号
東京都羽村市緑ヶ丘５丁目15―11
債務者　田口　恵美（旧姓田加井）
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８０６１号
東京都港区六本木４丁目１―２―405
債務者　入澤　拓哉
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８０６９号
千葉県印西市原４丁目４―３―501
債務者　松本　玲子
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８０７３号
東京都葛飾区四つ木５丁目７―２―104
債務者　吉岡　博行
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８７号
静岡市清水区巴町８番24号　コーポ巴２Ｆ―Ａ、旧住所静岡市清水区押切56番地の８
債務者　深澤　正孝
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１９４号
静岡市清水区船越南町772番地　セジュールＡ101
債務者　桑原　律子
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２５４号
静岡県静岡市駿河区丸子２丁目15番Ｊ１―304号
債務者　梶山　範夫
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２６５号
静岡市駿河区小黒１丁目９番４号　田中アパート３号、旧住所静岡市葵区横内町72番地天野屋ビル２ＦＡ号
債務者　佐野　敏夫
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１９８号
青森市造道２丁目７番15号　エトワール青森103号
債務者　秋元　淑子
1　決定年月日時　平成23年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月７日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２００号
青森市小柳５丁目17番８号　ＴＡＰパークサイド102号
債務者　山口　義明
1　決定年月日時　平成23年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月７日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１７号
青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字相原146番地39
債務者　相馬　一二
1　決定年月日時　平成23年６月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月２日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第６９６号
東京都町田市常盤町2956番地３グリーンビレッジ203
債務者　小林　晃子（旧姓建石）
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月19日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１９号
熊本県菊池市旭志川辺1995番地１　あさひが丘住宅６－４号
債務者　岩根　弘一
1　決定年月日時　平成23年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月19日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２３年（フ）第１２７号
釧路市芦野５丁目５番７号　紺野マンション201号室
債務者　松岡　早苗（旧姓漆坂）
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月24日午前９時30分
釧路地方裁判所